

令和6年度第2回伊勢原市成年後見・権利擁護推進委員会 会議録

〔事務局〕 保健福祉部福祉総務課

〔開催日時〕 令和7年2月28日（金）午前10時～午前11時30分

〔開催場所〕 伊勢原市役所 3B会議室

〔出席者〕

（委員） 町川智康委員（会長）、田中晃委員（副会長）、塩原真理子委員、
長谷川幸子委員、石井裕委員

（事務局） 福祉総務課 小形課長、加納主幹、清水主任主事
伊勢原市社会福祉協議会 小笠原係長、藤井主任、岡主任

〔公開可否〕 公開

〔傍聴者数〕 0人

〔議題〕

- （1） 令和6年度成年後見・権利擁護推進センター事業報告について
- （2） 令和7年度成年後見・権利擁護推進センター事業計画について
- （3） 包括的支援体制整備事業について

（配布資料）

- | | |
|-----|---------------------------------|
| 資料1 | 令和6年度伊勢原市成年後見・権利擁護推進センター事業報告書 |
| 資料2 | 令和6年度伊勢原市成年後見・権利擁護推進センター相談対応実績 |
| 資料3 | 令和7年度伊勢原市成年後見・権利擁護推進センター事業計画（案） |
| 資料4 | 令和6年度第2回成年後見・権利擁護サポート連絡会チラシ |
| 資料5 | 令和6年度第22回神奈川県介護支援専門員研究大会資料 |
| 資料6 | 令和6年度第3回成年後見・権利擁護サポート連絡会チラシ |
| 資料7 | 包括的支援体制整備事業について |

〔審議の経過〕

- （1） 令和6年度成年後見・権利擁護推進センター事業報告について
- （2） 令和7年度成年後見・権利擁護推進センター事業計画について

（事務局）

－資料1～6について、事務局から説明－

（委員）

支援困難事例について、よく繋いでいただいたと思います。ケアマネジャーが疲弊している状態で、チーム支援に至るよう、問題を地域ベースで共有していける基盤がとても大事です。その中核にセンターがあり、機能していけばいいと思います。どうしても行政的に見ると「障がい」や「介護」と分けられ、制度の枠内での

支援となってしまいますが、例えば家庭支援等の包括的な支援になってくると、制度の枠を超える必要が出てきます。重層的支援という言葉もありますが、そのような支援の体制をどこがコーディネートするのか、大事なことで、良い事例だったと思います。この事例も、これで終わらないと思います。長男の障がいがすぐになくなるわけでもありませんし、家族それぞれに後見人が、多いと合計3人選任されることになることなのでしょう。今後もコーディネート力が大事になってきます。

安定している家庭は、例えると三角形をしています。家庭に変化が起こるとこれが不安定になり、再び底辺が地について安定し、三角形に戻るまでは、何らかの支援が必要になります。不安定にならないと自覚が生まれず、当事者の主体性もなかなか出てこないのです。介入のタイミングまで見守っていく体制も必要になります。

(委員)

今回の事例を聞いて、チーム支援が障がいの分野でも今後重要になってくると感じました。いろんな方と協力して支援していく体制は、障がい者の親としても心強いです。このようなチーム支援が必要な案件が出てきたときに、どの機関が音頭を取るのかは決まっているのですか。その案件ごとでしょうか。

(事務局)

案件ごとになります。しかし、舵を取る人がずっと同じではなくてもいいと考えています。今回に関しては課題が山積していたので、これまでの経験からも、最初はセンターで音頭を取ったらどうかと、センター長から助言があり、担当職員が奮闘してくれました。今はケアマネジャーが舵取りをしてくれています。状況も変わってくるので、中心を担う人は代わっていてもいいと思います。

(委員)

こういった体制を進めていくには、日頃から福祉のネットワークを構築していくことが必要ですね。成年後見・権利擁護サポート連絡会を開催していますが、構成員の協力体制はいかがですか。

(事務局)

他の市町村と比べると難しいですが、協力的であると感じています。

(委員)

障がいの案件でも聞きますが、支援拒否の家庭があると思います。先ほどもお話ししましたが、本人が健康なうちは支援に入ろうとしても「いいです」と断られてしまいます。そういった方々にいかに支援を届けていくか、私たちも苦慮しています。このような制度があるということは伝えておいた上で、何か起こるまでは見守っていくことが大事です。困った時の窓口があることを、困っている人ほど知らないと感じます。そこにどのように届けるか、とても難しいことだと思いますが、根気よく伝えていくしかないと思っています。私たちが研修会を開催する際は、成年後見制度があるということを伝えているのですが、やはりお金がかかるし大変だからと、拒否感を抱く方も多くいます。制度のことだけでなく、困った時にはセンターに相談ができることを伝えていくことも大事だと思いました。

(委員)

教えていただきたい点があります。先ほど、この事例について、3人後見人が選

任される可能性があるというお話がありました。当面、利益相反のような関係がない場合は1人のほうが全体を把握できていいかと感じたのですが、実態としてはいかがでしょう。

(委員)

たしかに大勢いれば良いというものでもなく、人数が少ない方が意思決定もしやすいですし、連絡も取りやすいです。しかし今の事例の場合、長男は両親とは別の後見人にしたほうがいいと思いました。特別なケアが必要なところもありそうです。お金に関係することもありそうなので、両親の後見人が長男のことまで考えることになる、長男からの信頼を得にくいのではないかと思います。

(委員)

我々の会は推薦依頼があると、家族2人分だとしても、別の後見人を選ぶ方針です。同じ施設の入所者を何人も担当しないということも同じ理由です。集団支援ではなく、個別性を基本に後見制度はあるべきと考えています。もし先ほどの事例で推薦依頼があっても、別々の後見人を推薦すると思います。

(委員)

制度を見極めると、原理的にはそれが一番だと思います。

(委員)

いずれ相続が必要になった場合、同じ後見人だと代理人を立てなくてはならなくなります。そこでクリアしていけばいいという考え方もあります。

(委員)

ありがとうございます。

(委員)

市民後見人についてですが、伊勢原市は単独受任で、担当した方は悩みながら活動していると思います。市民後見人の受任には、必ずサポートという事務が発生します。単独受任にしても複数後見にしても、市民後見人の後見事務についてサポートしたり助言したりする機能がどうしても必要になってきます。士業のように、独り立ちして裁判所の監督の中で活動してください、というわけにはいきません。市民後見人が受任しても、その当たりの社協の負担は変わらないと思います。その点では、複数後見よりむしろ単独受任のほうがいいのではないかと、といった議論が出ることもあります。実際に横浜市では単独受任ですが、社協の職員がぴったり付いてフォローしています。総じて言えるのは、市民後見人は単独受任にしても複数後見にしても、センターが支えなくてはならないということです。そのために費用負担がどうしてもかかってきます。そこを政策的にどう捉えるのかということになります。

では市民後見人がいないのかというと、そうではありません。高齢者や障がい者は日本の人口1億数千万のうちでもかなりの人数がおり、長生きする方が多い時代なので、判断能力が低下したまま自分の人生を暮らしていかなければなりません。その人たちの財産を守ったり、本人らしい暮らしを送るための意思決定支援をしたり、権利を支えていく仕組みが必要になってきます。市民の一定程度がそのような人たちだという前提で、そこにどのようにお金をかけるのか、考えていくべきだと

思います。障がいを持っている方々は、我々の先輩だと思います。何か言われても理解が難しかったり、身体の一部が不自由だったり、それでも自分の人生を生きています。今は高齢化社会で、100歳になったときに家族はもういません。判断能力がない中で他人のケアを受けて暮らしていくという点で、障がいを持っている方が先生だと思います。支えていくにはコストがかかります。市民後見人の養成をするからこそ研修があったり、募集があったり、そのような取組みを通じて、支える仕組みである成年後見制度の必要性について啓発を行っていることになります。老後は管理される、支配される、といった認識の世の中になってしまわないためにも、コストがかかる事業だと割り切っていたほうがいいと思います。

また、市民後見人も後見事業に固執せず、日常生活自立支援事業のサポートや法人後見の支援員として、市民を身上保護的に支えていくこともできます。それは市民の安心にも繋がります。ぜひそのような視点で考えていただければと思います。

市民後見人の単独受任だと、独立性があるため、助言を聞き入れなくなる人もいます。実際、他市では社協のコントロールが利かなくなってしまう、苦勞しているところもあるようです。

(事務局)

そのような事例があることは聞いています。

(委員)

市民後見人は現在1人でしょうか。

(事務局)

受任中の市民後見人は1人です。

(委員)

ずっと単独受任としてきましたが、見直すには今がチャンスのように思います。単独受任でやってこられて、これまでを振り返るといかがですか。

(事務局)

市民後見人が単独受任する大前提として、社協のバックアップが必ず入るということは、家庭裁判所からも言われています。担当職員を決めて、その職員が受任後3ヶ月は毎月必ず面談をしています。その後は3ヶ月毎になりますが、通帳や領収書類等も必ず確認させていただき、家庭裁判所に提出する書類も提出前に不備がないか確認をしています。市民後見人の育成を初めて10年経ちますが、変わらず続けてきたことです。

担当職員によって考え方の違いもありますが、私は単独受任がいいと考えています。やはりお金も時間もかけて育成してきましたし、それができるだけの力や資質は持っている方々です。実際に過去に累計6名が受任をしています。どの方も事務的に抑えるところは抑さえ、且つ市民後見人の良さを生かしたハートフルな後見活動をしてきていただいています。振り返っても、間違っただけでいいなかつたと思っただけです。ただ、市民後見人が受任できる案件が少ないという課題があり、市長申立てでも虐待や多重債務、相続の発生といった、困難な案件が上がってくる中で、単独受任という方向性を貫くべきなのか、正直迷いはあります。先日の検討会の中でも、法人後見との複数後見という話も出ています。伊勢原市社協の法人後見はセーフティーネット的に行っており、士業の方にもお願いできないような案件を受任し

ています。実際に現在受任している案件も、週に1回以上の支援が必要な方もいます。報酬が全く見込めないような案件もありました。なかなかそれらの案件と一緒に取り組んでいただくのも大変なところがあり、非常に悩ましいところではあります。しかし、やってきたことは間違いではなかったと考えています。家庭裁判所からも「伊勢原市の市民後見人は本当に良くやってくださっている」と言ってくれました。10年やってきた中で生じているこの課題をどうしようかという悩みがあります。せっかく養成したので受任案件を増やしたいという気持ちもありますが、一方で良い貢献活動をしていただいているので、それを広げていきたいとも思います。

(委員)

ありがとうございます。この機会というわけではないですが、10年経って、今後どうするか考えていただければと思います。

(3) 包括的支援体制整備事業について

(事務局)

－資料7について、事務局から説明－

(委員)

現在、生活困窮の相談はどのくらいの件数がありますか。

(事務局)

コロナ禍には多かったようですが、今は減ってきたようで、担当課によると何十件もあるわけではないとのこと。数件あるかないかです。

(委員)

数件というのは月当たりでしょうか。

(事務局)

具体的には確認していないのですが、頻回ではないようです。コロナ禍は休業の影響等で、社協の貸付制度に繋がったこともありました。

(委員)

今回、国がガイドラインを出してきたようですが、いわゆる相談支援はこれまでもやってこられたと思います。国があえてこの「相談支援」「地域づくりに向けた支援」「参加支援」の3点をガイドラインとして提示してきたことについて、どのように捉えているのでしょうか。

(委員)

令和2年に社会福祉法が改正され、そこで初めて重層的支援体制整備について国が示しました。これまでも支援はそれぞれの市町村のやり方で行ってきましたが、全国的には進んでいないという現状があり、国のほうでポイントとして3点に絞って、ガイドラインを作成しています。どのように進めたらいいのか分からない市町村もあると思います。また、予算の関係になってしまいますが、事業に対し補助金

をいただくことがある際に、その体制に整えることによって補助金が得やすいという利点もあります。

行政でも縦割りが強くなってしまっている部分があります。障がいとは障がい、高齢は高齢、児童は児童と、はっきり分けてしまうのではなく、横の繋がりを持って支えていくようにします。これまでは複数の課題を抱えた案件について、どこが担当課になるか迷っていましたが、例えば8050問題のような複数の制度を跨ぐ狭間の問題に対して、一度受け入れてコーディネートをしていくイメージになります。

(委員)

ありがとうございます。この資料の3ページの図にあるように、今まであった相談機関を串刺しにして繋げるようなイメージですね。

(委員)

そのとおりです。先ほどもチーム支援の話がありましたが、どこが音頭を取るのかという問題について、こちらが機能していけば、この窓口で音頭を取るようになることも可能になってくると思います。

(委員)

他に何かございますか。ないようですので、ここで議事を終了します。